

連絡先:〒160-0023

東京都新宿区西新宿 4-1-10-205 社会保険労務士事務所NKサポート

電話: 03-6304-2745 FAX: 03-6304-2744

e -m a i 1 : info@e-606.net

## 障害者の雇用状況と法定雇用率引上げ

## ~厚生労働省「令和6年障害者雇用状況の集計結果」より

厚生労働省は令和6年12月20日、令和6年の「障害 者雇用状況」集計結果を公表しました。障害者雇用促進 法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合 (法定雇用率。民間企業においては2.5%) 以上の障害者 を雇うことを義務付けています。

# ◆民間企業における雇用障害者数、実雇用率ともに過去 最高を更新

民間企業(常用労働者数が40.0人以上の企業:法定雇 用率 2.5%) に雇用されている障害者の数は 67 万 7,461.5 人(3万5,283.5人增、対前年比5.5%增)、実雇用率2.41% (対前年比 0.08 ポイント上昇)で、雇用障害者数、実雇! 用率いずれも過去最高を更新しています。一方で、法定 雇用率達成企業の割合は46.0%(対前年比4.1ポイント 低下)となっています。

# ◆雇用者の内訳では、精神障害者の雇用増加の伸び率が 大きい

雇用者のうち、身体障害者は36万8.949.0人(対前年) 比 2.4%増)、知的障害者は 15 万 7,795.5 人(同 4.0%増)、 精神障害者は15万717.0人(同15.7%増)と、いずれも 前年より増加しています。特に精神障害者の伸び率が大!す。 きくなっています。

#### ◆法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率の未達成企業は6万3,364社で、そのうち、 不足数が 0.5 人または1人である企業(1人不足企業)が、 64.1%と過半数を占めています。また、障害者を1人も 雇用していない企業(0人雇用企業)は3万6,485社で あり、未達成企業に占める割合は、57.6%となっていま

げられます。企業は継続して障害者雇用の推進に取り組! む必要があります。

【厚生労働省「令和6年障害者雇用状況の集計結果」】 https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/00135 7856.pdf

## SNS等に労働者の募集に関する情報を載せる際の 注意点

◆労働者の募集広告には、募集主の氏名等の表示が必

職業安定法では、インターネットやX等のSNSを 含む広告等により、労働者の募集に関する情報等を提 供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表 示をしてはならないこととされています(第5条の

昨今、インターネットで犯罪実行者の募集が行われ る事案(闇バイト)が見られ、その中には、通常の労 働者募集と誤解を生じさせるような広告等も見受け られることから、厚生労働省は、SNS等を通じて直 接労働者を募集する際には、①募集主の氏名(または 名称)、②住所、③連絡先(電話番号等)、④業務内 容、⑤就業場所、⑥賃金の6情報は必ず表示するよう、 事業者に呼びかけています。

- ○「住所(所在地)」はどこまで記載すればよいか? ビル名、階数、部屋番号まで記載する必要がありま
- ○「連絡先」として何を記載すればよいか?

電話番号、メールアドレスまたは、自社ウェブサイ ト上に備え付けられた専用の問合せフォームへのリ ンクのいずれかを記載する必要があります。

○氏名等の情報自体を記載せず、氏名等の情報が記載 されている会社ウェブサイトの募集要項等のリンク を記載することでも問題ないか?

会社ウェブサイトの募集要項等のリンクのみでは、 そもそも求人であるかどうかも含め、誤解を招く可能 法定雇用率は、令和8年度に2.7%へと段階的に引き上上性があるため、募集情報を提供する広告等自体に上記 6情報を記載する必要があります。

> ○業務内容、就業場所および賃金については、職業安 定法第5条の3や労働基準法第15条で求められるの

と同じように詳細を記載する必要があるか?

必ずしも同じである必要はないが、求職者が誤解 を生じないよう、業務内容や就業場所、賃金につい て記載する必要があるとしています。例えば、就業 場所について、「就業場所の変更の範囲」は記載せ ず「雇入れ直後の就業場所」のみを示す形や、複数 の候補を示し、「応相談」とする形、賃金について、 「時給 1,500 円~」とする形でも、記載があれば、 直ちに職業安定法第5条の4違反とはならないと 考えられるとしています。

【厚生労働省「労働者の募集広告には、「募集主の 氏名(又は名称)・住所・連絡先(電話番号等)・ 業務内容・就業場所・賃金」の表示が必要です」】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/buny a/koyou roudou/koyou/haken-shoukai/r0604antei sokukaisei1 00006.html

# - 2月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付「郵 便局または銀行
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降 に採用した労働者がいる場合>「公共職業安定 所]\_\_

○ 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで>「税 務署]※還付申告については2月14日以前でも 受付可能。

28 日

- ○健保・厚年保険料の納付【郵便周まなは銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報
  - | 告書の提出 [公共職業安定所] |
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者で ない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>「公共」 職業安定所